

部活動運営方針

笠間市立北川根小学校

※笠間市立学校部活動運営方針（令和7年度版）より抜粋

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「児童の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育活動の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ児童が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、児童が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は、児童が、学級や学年の枠を超えて、共通の目標を掲げた集団において切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間・先輩・後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、児童の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

2 策定の趣旨

笠間市立学校においては、上記の「部活動の意義」を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育活動の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組むことによって大きな成果を上げてきた。

平成30年5月、県は、「茨城県運動部活動の運営方針」を策定し、その「はじめに」において、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状を鑑み、教育委員会及び校長に対しても、「運動部活動の在り方に関する活動方針」を策定することが求められた。

笠間市においても、これを受け、「茨城県運動部活動の運営方針」に則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、児童の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して平成30年8月に「笠間市立中学校・義務教育学校部活動運営方針」を定めた。また、令和4年12月に休養や活動時間等の順守や見直しの徹底を図るため「茨城県部活動の運営方針」が改訂された。そこで、本市でもこれまでの状況を踏まえ、市内部活動の運営方針の改訂を行うこととした。

なお、本方針は、市立中学校・義務教育学校後期課程を対象とするが、市立小学校・義務教育学校前期課程においても、中学校等の部活動と同様の活動を実施しており、そ

の活動が学校教育の一環として行われている場合には、児童の発達段階に応じた心身の健全な育成を第一に、併せて教員の負担軽減の観点も考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、一律市立中学校等に準ずる扱いとする。

については、本校における部活動運営方針は、笠間市立学校部活動運営方針（令和6年度版）に準じて策定することとした。

3 適切な指導・運営のための体制の構築

（１） 学校における体制整備

①学校教育活動の一環としての部活動

部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、児童のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。

②活動方針等の明確化

校長は、本運営方針に則り、各学校における「部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。学校の部活動に係る活動方針及び活動計画・活動実績を、学校のホームページ等で公表する。

※ここでの「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

③活動方針の遵守

学校で策定した「部活動に係る活動方針」を、職員で共通理解し、校長のリーダーシップのもと、部活動で遵守する。

④休養日・活動時間

運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、児童のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツの活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

また、文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

ア 休養日

学校は、児童や教職員の生活の負担となり過ぎないように、休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

（ア）週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）

休業日に大会参加や練習試合を実施し、3時間を超えた場合、別な日に休養日を振

り替える。

(イ) 部活動の休養日は、長期休業中も含め、学校で一斉に同一の曜日を設定したり、部活動毎に曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて決定する。

(ウ) 長期休業中の休養日は、学期中の休養日に準ずる。

(エ) 8月13日～15日、12月29日～1月3日は休養日とする。

(オ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、児童及び保護者の同意を得て、校長の承認を得た上で実施し、別の日に休養日を振り替える。

(カ) 本来であれば休養日にあたる日に、希望する児童だけが参加する「自主練習」は原則行わない。

イ 活動時間

(ア) 平日の活動時間は、2時間を上限とし、「完全下校時刻」を定める等、活動時間が守られるようにする。

(イ) 休業日の活動時間は、3時間を上限とする。

活動時間には、準備や片付け、ミーティング等の時間は含まないが、それを理由に活動時間が長時間にならないように適切な時間設定とする。

(ウ) 休日の活動時間の後、希望する児童だけが参加する「自主練習」は原則行わない。

ウ 朝の活動について

児童の健康及び保護者の負担を軽減するため、原則、朝の活動は行わない。

(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進

① 安全対策について

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、部活動顧問に対し以下の支援及び指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に児童の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

イ 顧問は、万が一に備え、緊急対応についても対処の仕方を確認しておく。特に、熱中症について、環境省から出されている「暑さ指数（WBGT）」等を参考にし、児童の安全に対処する。

② 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 児童の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ スポーツ医・科学的な見地から、トレーニング効果を得るために、計画的に休養日を設定する。

ウ 顧問教員は、児童とコミュニケーションを十分に図り、児童のニーズに合った活動ができるようにする。

③ 部活動の適切な運営

校長は、部活動の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動状況

の把握に努めるとともに、児童が安全に部活動を行い、児童及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(3) 保護者・地域との連携

① 部活動保護者会の実施

学校は、部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校及び各部の活動方針や年間スケジュール等を示し、理解を得る。また、部活動外部指導者や部活動指導員が配置されている場合は、年度当初の部活動保護者会で紹介し、保護者と連携を図る。

② 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

児童の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、部活動について相談しやすい雰囲気を醸成する。

③ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

4 その他

記載事項以外に関しては、北川根小学校部活動細則に準ずる。

本運営方針は、笠間市立学校・義務教育学校部活動運営方針を参考に作成した。

部 活 動

笠間市立北川根小学校 令和7年4月

1 目 的

部活動は希望者による自主活動です。上級生、下級生が互いに協力し合い、次の内容を目標にして意欲的に活動できるようにします。

- * 個人の内面的な強さを養う
 - 活動を続けることによって、根気強さや苦しさに耐える力、障害を乗り越える力を養うことができる。
- * 協調性を養う
 - 集団の中の個人を認識し、集団のために努力しようとすることができる。
- * 身体を鍛錬する
 - 日常生活において、健康管理に十分留意して、健康な身体と明るい心を養うことができる。
- * 社会性を学ぶ
 - 他校との合同練習や試合、コンクール等を通して、礼儀などを学ぶことができる。
 - 他学年や他校の児童と仲良く活動することができる。

2 部 紹 介

- * 体育部 ・スナッグゴルフ部

3 部活動細則

- (1) 入部にあたっては、「入部届」を部顧問に提出し、入部許可を得て入部する。
- (2) 活動にあたっては、顧問・外部指導者・キャプテンの指示によって行動する。
- (3) 無断欠席、自分勝手な行動はしない。欠席する場合には、必ず顧問にその理由を連絡する。
- (4) 活動上の問題、悩みについては顧問、あるいは学級担任等に相談し、一人で抱えこまないようにする。
- (5) 活動における準備は機敏に、練習は短時間で能率的に行うよう全員が協力する。
- (6) 部活動の活動時間については、各部活動の練習計画に沿って行う。
- (7) 活動後の用具の片付け、整理整頓を協力して行い、キャプテンはその状況を必ず点検する。
- (8) 下校に際しては、原則保護者の迎えとする。
- (9) 礼儀正しく、真面目な態度で練習に取り組む。

- (10) 対外試合における礼儀・言葉遣いには特に注意し、後片付け等を自主的に行うよう心がけて実践する。
- (11) キャプテンは、よき相談者としての活動を心がけ、公正な判断をもって部をまとめ、適時その状況を顧問と共有する。
- (12) 下級生の指導にあたっては、その立場に立って考え、思いやりの心をもって指導する。
- (13) 何らかの特別の事情により退部を希望する場合は、顧問、担任、本人と話し合いをもち、本人にとってより良い方向を指導する。
- (14) 週あたり3日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも2日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。大会等の日程の都合上で土日に休養日を取れなかった場合には平日に代替日を設ける。)
- (15) 顧問は活動計画を作成し、児童に配付する。